## 5 議案第65号関係

おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表(抜粋)

改正案	現行
第1条~第12条 略	第1条~第12条 略
附則	附則
	<u>(施行期日)</u>
この条例は、平成23年10月1日から施行	<b>1</b> この条例は、平成23年10月1日から施
する。	行する。
	<u>(条例の失効)</u>
	2 この条例は、平成33年3月31日限り、
	<u>その効力を失う。</u>
	<u>(失効に伴う経過措置)</u>
	3 この条例の失効前に受診した医療に係る
	子ども医療費の助成は、なお従前の例によ
	<u>る。</u>
	(失効に伴う経過措置) 3 この条例の失効前に受診した医療に係る 子ども医療費の助成は、なお従前の例によ